



平成 30 年 8 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

平成30年8月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案	1～2
第 2 号	平成29年度長野県地方税滞納整理機構歳入歳出決算の認定について	3
報第 1 号	和解の専決処分報告	4

第 1 号

長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月21日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び長野県地方税滞納整理機構一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第7号）第1条
- (2) 長野県地方税滞納整理機構一般職の職員の旅費に関する条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第13号）第1条

(長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 号

平成29年度長野県地方税滞納整理機構歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、平成29年度長野県地方税滞納整理機構歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

報 第 1 号

和 解 の 専 決 処 分 報 告

取立債権請求事件に関する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定による訴訟上の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成30年7月12日次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求める。

1 事 件 名

長野地方裁判所松本支部 平成30年（ワ）第87号 取立債権請求事件

2 和解の相手方

北安曇郡●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件取立債務として金183万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。
なお、振込手数料は、被告の負担とする。
 - ① 平成30年7月から同年9月まで毎月末日限り金10万円ずつ
 - ② 平成30年10月31日限り金153万円
- (3) 原告及び被告は、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が無いことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。